

令和2年 農地賃借料情報

農地法の改正(平成 21 年 12 月 15 日施行)により、従来の標準小作料制度は廃止されました。

代わりに地域における賃貸料の目安となるよう、農業委員会が実勢の賃貸料情報を提供することになりました。(農地法第 52 条)

この情報は、農地法第 3 条及び農業経営基盤法により賃貸料を決める際に、ひとつの目安として、当事者間で十分協議のうえ決定してください。

釜石市農地賃借料情報

当市では、令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までに締結(公告)された賃貸借件数が賃借料水準の公表基準(5 件以上)に満たないため、岩手県農業会議が取りまとめた賃借料水準を参考にしてください。

1 田の部

単位：円/10a

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
岩手県全域	7,255 円	30,000 円	1,000 円	14,956 円	

2 畑の部

単位：円/10a

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
岩手県全域	4,463 円	20,000 円	1,000 円	1,223	

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 「岩手県全域」の平均額は、県内各市町村の平均額をデータ数により加重平均した値です。

釜石市農業委員会

TEL 0193-22-0166 fax 0193-22-9005